



平成23年 4月22日

大阪大学箕面地区教職員組合

執行委員長 竹村景子 殿

国立大学法人大阪大学

理事 尾山 眞之助



平成23年4月18日付け申入書に対する回答

このことについて、平成23年3月22日付けで学内周知いたしました「大阪府労働委員会からの命令を受けての大学としての考え方について」にも記載のとおり、大学としては、当該命令を不服として、労働組合法の定めにより、中央労働委員会に再審査の申立てを行ったところです。

この再審査の申立ては、初審命令には事実認定および法律上の判断に誤りがあり、取り消されるべきであるとの観点から行ったものであり、現状では当該命令を履行する意思は大学にありません（中央労働委員会にも、その旨報告しております）。

なお、各労働組合から団体交渉の申入れがあれば、これに誠意をもって応じるという点において大学の姿勢は一貫しておりますので、その旨併せてお含み置きください。

以上